

尾張旭市監査公表第19号

平成31年4月26日付け尾張旭市監査公表第14号をもって公表した定例監査結果報告について、教育委員会教育長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

令和元年5月30日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 さかえ 章 演

教育委員会生涯学習課

監査の指摘事項	措置状況
中央公民館管理業務委託契約書において、「尾張旭市が行う契約等からの暴力団排除に関する合意書」と記載されているが、平成23年10月1日から「尾張旭市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に改められている。	令和元年度の契約書から「尾張旭市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」の記載に改めました。